

平成 25 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎ 所管事項説明

1	「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定状況について	1
2	北勢地域における広域防災拠点の整備について	4
3	平成 25 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について	6

◎ 報告事項

1	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について	14
2	平成 25 年度「津波防災の日シンポジウム」及び「みえ地震対策の日 フォーラム」の概要について	18

○ 資 料

1	平成 25 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）	22
2	平成 25 年度「みえの防災大賞」受賞団体の主な取組	42

平成 25 年 12 月 11 日
防災対策部

1 「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定状況について

1 策定状況

三重県新地震・津波対策行動計画は、東日本大震災直後から取り組んできた津波避難や防災教育等の取組に加え、災害時要援護者対策や緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの本県の地震・津波対策の方向性と道筋を示す計画です。

平成24年度は、学識経験者等で構成される専門部会での議論、市町との意見交換、庁内ワーキンググループにおける検討等を行い、平成25年3月に開催した三重県防災対策会議を経て、中間案としてのとりまとめを行いました。

平成25年度においては、以下の2点を中心として、現在、検討を重ねています。

(1) 県独自の対策、国の取組の方向性等をふまえた対策の拡充

三重県の特徴ある地勢を考慮した取組など本県独自の対策を追加するとともに、平成25年5月に中央防災会議のWGが公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告書や他県の計画等の内容も検証し、必要な対策を盛り込むため、各部局との協議を進めています。（行動項目数：中間案144項目→現在191項目）

(2) 特に注力すべき課題を解決するための「選択・集中テーマ」の設定

計画にメリハリをつけるとともに、本県の対策の現状に照らし、特に注力すべき取組課題として、防災人材の育成・活用や観光客対策など、10の「選択・集中テーマ」を設定することとしています。

2 計画（案）の概要

第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～

第2章 計画策定の背景～地震被害想定～

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の概要

第5章 行動計画

第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ

第7章 減災効果

3 今後の進め方

今後、庁内でのさらなる協議に加え、パブリックコメントの実施、市町や関係機関に対する意見照会、専門部会での議論などを経て、平成26年3月の公表に向けて、引き続き、策定作業を進めていきます。

三重県新地震・津波対策行動計画（案）の概要（1/2）

別紙

第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～

第1章では、計画策定の背景として、東日本大震災の教訓、三重県における大規模地震発生の緊迫性、これまでの地震対策の取組などを整理するとともに、これらをふまえ、三重県の今後の地震・津波対策の取組方向を示すこととする。

1 東日本大震災の教訓

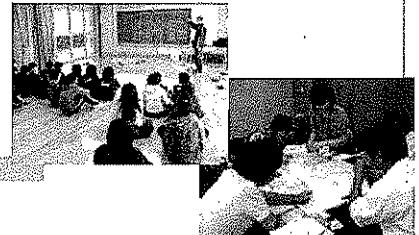
- 想定をはるかに超える津波
- 揺れ、液状化による被害
- 不自由な生活環境
- 被災地外からの支援活動
- 長期にわたる復興への道のり

2 三重県における大規模地震発生の緊迫性

南海トラフ全域を一体とした地震（M8～M9クラス）の今後30年以内の発生確率は60%～70%と大規模地震発生の緊迫度が高い状況にある。

3 三重県のこれまでの地震対策

- 津波浸水予測調査の実施（H24.3）
- 三重県緊急地震対策行動計画の策定と推進（H23.10～H25.3）
- 命を守る緊急減災プロジェクトの推進（H24.4～）



4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題

13の「行動」を掲げ、緊急的に取り組む対策を実施。
津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなどの成果があった。
一方、県民意識調査により、震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつあることも確認された。

5 国の地震・津波対策の取組方向

- 災害対策法制の大幅な見直し → 災害対策基本法の改正
- 南海トラフ巨大地震対策にかかる検討
 - 最大クラスの震度分布、津波高、人的・物的被害、経済被害、巨大地震対策の報告書
 - 南海トラフ巨大地震対策特別措置法



6 三重県の地震・津波対策の取組方向

南海トラフ沿いに位置する三重県では、これまで史実として、約100年から150年間隔で巨大地震が発生し、大きな被害を受けてきた。この周期によると、南海トラフ沿いでは、刻々と大規模地震発生の緊迫度が増している状況にある。

県が、直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということである。理論上の最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものである。

新たな地震被害想定調査をはじめとする最新の知見も活用しつつ、ハード・ソフト一体となつた総合的な対策を進めていく。

第2章 計画策定の背景～地震被害想定～

第2章では、三重県の地震・津波対策の前提とする地震・津波についての考え方や特徴を述べるとともに、今回実施した地震被害想定調査の概要を示すこととする。

- 対策上想定すべき南海トラフ巨大地震の考え方
- 今回の地震被害想定調査の特徴
- 今回の地震被害想定調査結果の概要
(避難困難浸水深到達時間分布図、震度分布図、建物被害数量、人的被害数量等)

→現在進めている三重県地震被害想定調査の結果をふまえ、最終案の公表時に記載

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、本計画の目的について、計画推進にあたっての三重県の決意として述べるとともに、「防災の日常化」のあるべき姿について説明する。また、自助・共助・公助の考え方に基づき、取組の推進にあたって、それぞれの取組主体に期待される役割についても整理する。

1 目的

- これまでの地震対策は、いかに予防策を講じていくかに主眼が置かれていた。本計画は、これに加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ること、そして、災害の長期化を念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまでを視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものである。
- 本計画は、100年から150年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模な地震・津波への対策を基本としつつ、人命を救うための避難対策等にかかる対策については、理論上最大クラスの地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置いた上で策定するものである。

本計画に掲げた地震・津波対策の着実な実施

本計画では、それぞれの取組（行動項目）の達成はもとより、それらの取組を通じて、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一緒にした当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざすこととする。



2 「防災の日常化」のあるべき姿

- 東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている
- 防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している
- 「自助」「共助」「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている

3 それぞれの取組主体に期待される役割

県民や事業者の皆さん、防災関係機関、市町、県など、それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進める

三重県新地震・津波対策行動計画（案）の概要（2/2）

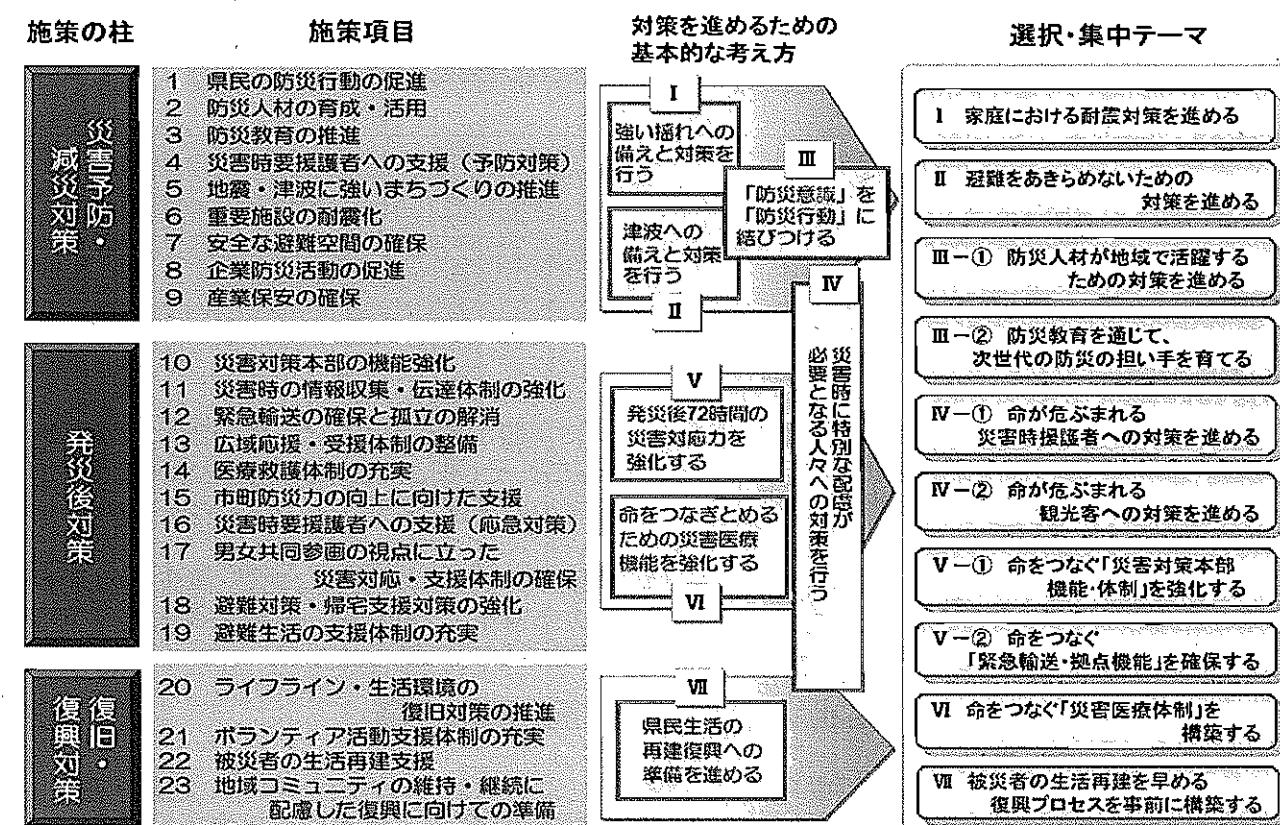
第4章 計画の概要

第4章では、まず、計画の位置づけについて述べるとともに、施策体系により、三重県の今後5年間の防災・減災対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

○津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路や海岸保全施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画

2 施策体系



3 計画期間

5年間（平成25年度～平成29年度）

第5章 行動計画

第5章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害・予防減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となる。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「地震・津波に強いまちづくりの推進」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講すべき対策を進める。
→100～105の行動項目を掲載

2 発災後対策

「災害対策本部の機能強化」、「災害時要援護者への支援（応急対策）」など、災害発生直後（概ね発災後72時間以内）の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講すべき対策を進める。

→105～110の行動項目を掲載

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備」など、災害から立ち直り、早期の回復を図ることにより、平穏な日常生活を取り戻し、活気のある地域を復活させるため、事前に講すべき対策を進める。

→25～30の行動項目を掲載

中間案のとりまとめ時より、県独自の対策のほか、
国の南海トラフ巨大地震対策の最終報告等をふまえ、行動項目を追加するなど内容を拡充

第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ

第6章では、「県民の命を守り抜く」という観点から、特に注力すべき取組課題を「選択・集中テーマ」として設定し、対策の必要性について述べるとともに、テーマ実現に特に寄与する行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

第3章の「施策体系」-「対策を進めるための基本的な考え方」において、「県民の皆さんの命を守り抜く」という観点から、7つの基本方針を示した。

この基本方針に沿って、本県が取り組むべき課題を、10の「選択・集中テーマ」として設定するとともに、テーマ実現に特に寄与すると考えられる行動項目を「重点行動項目」として選定。これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

- 家庭における耐震対策を進める
- 避難をあきらめないための対策を進める
- 防災人材が地域で活躍するための対策を進める
- 防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる
- 命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める
- 命が危ぶまれる観光客への対策を進める
- 命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する
- 命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- 命をつなぐ「災害医療体制」を構築する
- 被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する



東日本大震災の教訓、南海トラフ巨大地震対策の方向性、県のこれまでの取組から、現状と課題を整理し、取組方針を打ち出し

第7章 減災効果

第7章では、第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを示すこととする。

→現在進めている三重県地震被害想定調査の結果をふまえ、最終案の公表時に記載

2 北勢地域における広域防災拠点の整備について

(1) これまでの経緯

平成24年度に三重県防災会議の部会として、学識経験者や防災関係機関等で構成する「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、北勢広域防災拠点の候補地選定の審議が行なわれました。

この委員会において、『最終的に候補地は「四日市東IC周辺（県有地）」を優先候補とし、民有地の公有地化という課題が解決できれば「四日市市寺方町地内（四日市市推薦）」についても候補となり得る』として、四日市市内の2箇所に絞り込まれました。

しかし、これら2箇所の候補地については、それぞれに調整すべき事項もあるため、最終的な候補地の決定については、県と四日市市との協議に委ねられることになりました。

(2) 四日市市との協議状況

これら2箇所の候補地について、これまでに県と四日市市との間で、最終的な候補地選定に向けて協議を進めてきました。

そのうち寺方町地内の民有地については、四日市市による土地取得に向けた調整状況や、農地法等の法的規制への対応について協議を続けている中で、新たに森林法の規定に基づき残置森林を25%確保する必要があり、四日市東IC周辺の候補地と面積がほとんど変わらなくなる（面積的な優位性は無くなる）ことや、土地取得の可否について、なかなか見通しが立たないなどの状況が明らかになってきました。

(3) 今後の方針

こうしたことから、四日市市において、年内に、寺方町地内の民有地の土地取得の可否や、法的規制への対応等について最終的な整理を行い、候補地になり得るかどうかの回答を受けることになりました。

今後この回答を待って、県の北勢広域防災拠点の最終的な候補地を決めていきたいと考えています。

3 平成25年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について

1 目的

三重県では、自然災害に対する県民の備えや防災に関するニーズを把握して、県の防災対策に活用するため、平成14年度から毎年「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

平成25年度の調査内容は、昨年度、設問項目の大幅な見直しを行ったことから、基本的に昨年度の設問項目を踏襲しています。ただし、本年5月に国から南海トラフ巨大地震対策の最終報告が公表され、8月には気象庁が気象警報等の見直しを行うなどの動きがあったことから、これらをふまえ、これまでの調査項目を精査し、新たな調査項目を加えるなど、調査項目の内容を一部修正しました。

本年度の集計結果(速報)が出ましたので、その概要を報告します。

2 調査方法

無作為抽出により県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：平成25年10月10日から平成25年10月25日まで
- (3) 回収率：62.3% (3,114人／5,000人) ※H24:59.4%
- (4) 設問数：51問(枝間含む) ※H24:51問

3 調査結果の概要

主な調査結果の概要については、次のとおりです。(全体の結果は別添資料参照)

※無回答者分の回答率は記載していません。

○問2：大震災発生後の防災意識の移り変わり(継続項目)

東日本大震災の発生から2年半あまりが経過しました。発生時と比べてあなたの防災意識に変化はありますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている	東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている(又はさらに高まった)	東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある	東日本大震災発生時に特に危機意識は持たなかった
回答率	13.4%	35.0%	45.0%	4.1%
<H24>	13.5%	39.4%	41.9%	3.2%

東日本大震災発生の発生から2年半あまりが経過し、防災に関する県民の防災意識の変化について、「東日本大震災発災時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人の割合は35.0%(前年度39.4%)で4.4%低下し、「東日本大震災発生時には危

機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」人の割合は 45.0%（前年度 41.9%）で 3.1% 上昇となりました。

引き続き、重要な課題と認識し、県民に芽生えた危機意識を風化させない対策を講じる必要があります。

○問3：地震発生時の避難行動（継続項目）

夜遅くあなたがご自宅にいたとき、突然、今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、停電もしています。揺れが収まった後、あなたは避難しますか。（一つだけ〇）

	1	2	3
選択肢	すぐに避難する	しばらく様子を見てから避難する	避難しない
回答率	21.8%	64.7%	11.4%
〈H24〉	22.0%	66.3%	9.9%

自宅でこれまでに経験したことがないような地震に遭遇したとき、「すぐに避難する」人の割合は 21.8%、「しばらく様子を見てから避難する」人の割合は 64.7%、「避難しない」人の割合は 11.4% で、前年度からとほぼ同様の結果となっています。

○問4：緊急地震速報が発表された際の行動意識及び認知度（新規項目）

三重県内では、これまでに何度か緊急地震速報が発表されています。あなたは、直近に経験された緊急地震速報の発表のとき、どのような対応をとりましたか。（一つだけ〇）

	1	2	3	4	5
選択肢	安全な場所に移動するなど、その場で身を守るために対策や行動をとった	テレビをつけるなどの情報収集は行ったが、身を守るために対策はとらなかった	緊急地震速報と分かっていたが、何も行動や対策はとらなかった	緊急地震速報と分からなかったので、行動や対策をとらなかった	緊急地震速報を経験したことがない
回答率	17.7%	47.3%	14.6%	5.0%	12.6%

緊急地震速報が発表された際の行動意識について、「テレビをつけるなどの情報収集は行ったが、身を守るために対策はとらなかった」人の割合は 47.3%、「緊急地震速報と分かっていたが、何も行動や対策はとらなかった」人の割合は 14.6% となり、安全対策のための行動をとれたのはわずか 17.7% でした。

61.9% の方が緊急地震速報と分かっていても、身を守るために行動を取ることができなかつたことから、県民が緊急地震速報の意味を正しく理解し、自らの命を守るための行動を起こすための啓発が必要と考えています。

○問7：台風時等の避難行動（継続項目）

あなたは、台風時等に次のどの段階で避難しますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	明るいうちにできるだけ早く自主避難する	「避難準備(要援護者避難)情報」・「避難勧告」の発表を知ったときに避難する	「避難指示」の発表を知ったときに避難する	避難しない	その他
回答率	5.7%	28.9%	39.8%	21.1%	1.9%
<H24>	6.9%	30.3%	39.2%	20.2%	1.4%

台風時等にどの段階で避難するかについて、「明るいうちにできるだけ早く避難する」人の割合が5.7%（前年度6.9%）と低下する一方で、「避難指示の発表を知ったときに避難する」の割合は39.8%（前年度39.2%）となり、昨年度と同様に避難指示が出るまで避難しない方が多いという、好ましくない結果になりました。

暗くなつてからの避難や、危険が押し迫つてからの避難は望ましくないので、明るいうちからの避難や「避難準備情報」、「避難勧告」段階での避難がなされるよう市町と連携して取り組む必要があります。

○問8：家庭での防災対策の状況（継続項目）

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	3日分以上の飲料水を備蓄している（ご家族ひとり一日あたり3リットルとして計算してください）	3日分以上の食料を常に確保している	懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	災害が起きたとき避難する場所を決めている	災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用など、家族間の連絡方法を決めている
回答率	32.3%	26.0%	52.2%	45.7%	11.0%
<H24>	32.2%	25.5%	52.1%	41.8%	12.6%
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がバラバラになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料メーターが半分程度になった時点で、満タン給油している	お風呂にいつも水を入れてある	ガラスが壊れて飛び散らないよう防止対策をしている
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がバラバラになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料メーターが半分程度になった時点で、満タン給油している	お風呂にいつも水を入れてある	ガラスが壊れて飛び散らないよう防止対策をしている
回答率	22.2%	15.6%	21.7%	12.5%	5.4%
<H24>	21.1%			12.0%	5.2%
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオなどを置く場所を決めている	懐中電灯や携帯ラジオの電池交換など、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオなどを置く場所を決めている	懐中電灯や携帯ラジオの電池交換など、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている
回答率	41.3%	58.5%	22.7%	12.7%	3.2%
<H24>	34.9%	58.8%	24.4%	14.2%	4.0%

	16	17	18	19	20
選択肢	本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている	寝室に転倒の危険性のある家具類などを置いていない	地震・高潮・洪水災害時に対応した保険に加入している	風水害等に備えて土のう等を準備している	その他
回答率	14.0%	34.1%	30.7%	1.2%	2.9%
<H24>		36.2%	24.4%	1.1%	2.6%

	21
選択肢	特に対策をとっていない
回答率	11.5%
<H24>	12.0%

家庭の防災対策について、「3日分以上の飲料水の備蓄している」家庭の割合は32.3%（前年度32.2%）、「3日分以上の食料を常に確保している」家庭の割合は26.0%（前年度25.5%）と、殆んど変化はありませんでした。また、国の報告書を参考に新設した、「自家用車の燃料メーターが半分程度になった時点で、満タン給油している」家庭の割合は21.7%でした。

基本的な自助の防災活動である飲料水や食料の備蓄が進んでいないことは深刻な課題であり、家庭備蓄を促進させるため、より啓発に努める必要があります。

○問9：家具固定の進捗及び家具固定なし等による危険性の意識度（継続、新規）

ご自宅では、家具類や冷蔵庫、テレビなどが転倒しないよう固定をしていますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	大部分固定している	一部固定している	固定していない	固定する必要がない
回答率	11.2%	39.3%	45.0%	1.1%
<H24>	11.1%	40.7%	45.8%	

「2.一部固定している」、「3.固定していない」、「4. 固定する必要がない」と回答された方にお尋ねします。あなたのご自宅は、一部の家具固定や家具固定なしでも、ケガをしない、家屋から脱出できなくなることがありますか。（一つだけ○）

	1	2
選択肢	安全な状態にある	安全な状態とは言えない
回答率	39.4%	57.5%

「2.安全な状態とは言えない」と回答された方にお尋ねします。家具類の固定をしない理由は何ですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	大地震はすぐには起きないと思うから	手間がかかるから	費用がかかるから	固定しても被害は出ると思うから	固定の方法がわからないから
回答率	15.4%	47.4%	25.3%	33.5%	13.1%

<H24>	10.2%	32.1%	19.5%	23.0%	11.0%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

	6	7
選択肢	借家だから	その他
回答率	3.4%	9.4%

<H24>	8.2%	8.7%
-------	------	------

ご自宅の家具固定について、「大部分固定している」方は全体の 11.2%でした。

その一方、「一部分固定している」、「固定していない」、「固定する必要がない」と回答された方（85.4%）を対象に、ケガをすることなく、家屋等から安全に脱出できる状態か聞いたところ、57.5%の人が「安全な状態とは言えない」と答えています。

さらにその理由をたずねたところ、47.4%の方が家具固定に「手間がかかるから」と回答しています。危機意識の欠如がこの結果に現れていると考えられることから、県民が自らの命に直結する大きな課題と認識し、家具固定が促進されるよう対策を講じる必要があります。

○問14：避難場所や避難所及び避難経路の認知度（継続・新規項目）

あなたは、自宅付近の避難場所や避難所がどこにあるかご存じですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	避難場所も避難所も知っている	避難場所だけ知っている	避難所だけ知っている	避難先は知っているが、避難場所と避難所の区分はわからない	知らない
回答率	50.2%	16.3%	4.8%	18.0%	8.3%
<H24>	42.0%	16.0%	3.6%	25.4%	10.8%

「1.避難場所も避難所も知っている」、「2.避難場所だけ知っている」、「3.避難所だけ知っている」と回答された方にお尋ねします。あなたは、避難場所や避難所までの避難経路について、どの程度知っていますか。(一つだけ○)

	1	2	3
選択肢	避難場所や避難所までの経路上にある危険箇所の有無や通れないときの迂回路の有無などを知っている	避難場所や避難所までの経路は知っているが、危険箇所や迂回路は知らない	どの経路で避難すればよいか分からぬ
回答率	59.1%	32.6%	6.0%

91.7%の方が、避難場所や避難所までの避難経路を知っているものの、約1/3の方が、その経路における危険個所や迂回路を知らないと回答していることから、タウンウォッチングを取り入れた防災訓練を推奨するなど、実際の避難行動により役立つ取り組みが各地域で進められるよう、支援していく必要があります。

○問17：地域や職場の防災活動への参加状況（継続項目）

あなたは、過去1年間に、お住まいの地域や職場での防災活動に参加したことがありますか。（一つだけ○）

	1 地域の防災活動に 参加した	2 職場の防災活動に 参加した	3 地域と職場、両方の 防災活動に参加した	4 参加していない
選択肢	地域の防災活動に 参加した	職場の防災活動に 参加した	地域と職場、両方の 防災活動に参加した	参加していない
回答率	34.5%	17.4%	5.7%	40.0%
<H24>	25.0%	14.3%	3.6%	54.9%

過去1年以内に「地域や職場の防災活動に参加した」人の割合は、57.6%<内訳：地域34.5%、職場17.4%、地域・職場5.7%>（前年度42.9%、内訳：地域25.0%、職場14.3%、地域・職場3.6%）と大幅に参加率が伸びました。

特に地域での伸びが大きく、「共助」の意識の高まりから、津波避難訓練などの防災訓練に取り組む地域が増えてきていることが伺えます。

○問23-1：学校の防災教育の家庭での認知度（対象回答数：1,037人）（継続項目）

三重県では、「防災ノート」等防災教育用の教材を作成・配布し、学校での活用を要請するなど、学校での防災教育の充実に取り組んでいます。あなたは、お住まいの児童生徒が通っている学校の防災教育についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

*複数の児童生徒がおられる場合は、一番年下の児童生徒が通っている学校についてお答えください。

	1 学校の防災教育の内容 を知っている。学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	2 学校の防災教育の内容 は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	3 学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	4 学校で防災教育が行われているかどうかわからない
選択肢	学校の防災教育の内容 を知っている。学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	学校の防災教育の内容 は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	学校で防災教育が行われているかどうかわからない
回答率	14.8%	11.3%	38.4%	31.9%
<H24>	13.8%	12.0%	38.6%	29.7%

小学校から高校生までの児童生徒がいる家庭の方に聞いたところ、子どもが学校で受けた防災教育について、内容を知っている家庭の割合は26.1%、内容までは知らないものの学校で防災教育が行われていることを知っている人の割合は38.4%、学校で防災教育が行われているかどうか知らない人の割合は31.9%で、昨年度からの大きな変化は見られませんでした。

○問 29：住まいの耐震診断および地震対策の状況（継続項目）

あなたのご自宅(同じ敷地内で建替えを行った場合、建替え前の住宅を含む、借家も含む)は、耐震診断を受けたことがありますか。受けたことがある場合は、診断結果はどうでしたか。(一つだけ○)

* 一戸建ての持ち家・借家で昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造の家と回答された方を対象としています。

	1	2	3
選択肢	受けたことがない	受けたことがあります、補強工事が必要と診断された	受けたことがあります、補強工事は必要なかった
回答率	78.8%	10.8%	2.1%
<H24>	70.8%	11.2%	2.5%

「2.受けたことがあります、補強工事が必要と判断された」と回答された方にお尋ねします。耐震補強が必要と診断された後、補強工事を行いましたか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事を行った	建て替えた	補強設計のみ行った	現在検討中	工事を行うつもりはない
回答率	23.8%	3.2%	0.8%	38.1%	32.5%
<H24>	22.6%	0.8%	0.8%	40.3%	33.1%

耐震診断や耐震補強工事の補助対象となる、「昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造の一戸建ての持ち家・借家」について、「耐震診断を受けたことがある」人は 12.9% (前年度 13.7%) でした。そのうち、「耐震補強工事を行った」人の割合は 23.8% (前年度 22.6%) と 1.2% 上昇し、「建て替えた」の人の割合は 3.2% (前年度 0.8%) と 2.4% の上昇となり、地震による倒壊の危険性が高い昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造住宅の耐震化や建て替えに若干の伸びが見られました。引き続き、家屋の耐震診断や耐震化対策の必要性の啓発及び促進を図っていく必要があります。

○問 31, 32：住宅の一部分耐震補強に対する意向（継続・新規項目）

耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由は何ですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事に多額な費用がかかるから	補強設計に多額な費用がかかるから	耐震化しても大地震による被害は避けられないと思うから	当分のあいだ大地震は起きないと思うから	手間がかかるから
回答率	66.3%	20.0%	32.6%	5.3%	7.4%
<H24>	67.7%	16.1%	30.1%	0.0%	12.9%

	6
選択肢	その他
回答率	17.9%

<H24>	12.9%
-------	-------

「1.補強工事に多額な費用がかかるから」と答えた方にお尋ねします。建物全体の安全性は劣るものの建物の一部分(例えば壁1枚のみ)を耐震補強することで少しでも安全性が向上するのであれば、補強したいと思いますか。(一つだけ○)

	1	2
選択肢	建物の一部分の補強工事にかかる費用が安価であれば実施したい	建物の一部分でも補強工事に費用がかかるため、実施しない
回答率	71.4%	27.0%

住宅の一部分耐震補強に対する意向について、耐震化に取り組まない理由として、「補強工事に多額な費用がかかるから」と回答された 66.3%の方に、さらに建物の一部分を補強工事することをたずねたところ、「建物の一部分の補強工事にかかる費用が安価であれば実施したい」と回答された方が 71.4%となり、住宅の補強工事に多額な費用がかかるため、耐震対策ができていない方において、部分補強へのニーズが高いことが明らかになりました。

4 今後の対応

今回の調査結果に加え、年齢や市町別等の属性別クロス集計結果や調査項目の自由記述内容をさらに分析し、来年 3 月までに調査結果の課題を明らかにした上で、今後の防災・減災対策に順次反映していきます。

報告1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ地震対策特別措置法）について

1. 南海トラフ地震対策特別措置法の成立について

南海トラフ地震により、甚大な被害が発生かつその被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、地震防災対策の推進を図るため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）が11月22日の参議院本会議で可決、成立しました。

これにより、本法による支援の対象として指定された市町が整備する南海トラフ地震による津波避難対策緊急事業に対し、国による財政支援等が行われることから、県内の地震防災対策、とりわけ津波対策が一層促進されるものと期待されます。

2. 南海トラフ地震対策特別措置法の概要

「南海トラフ地震対策特別措置法」は、従前の「東南海・南海地震対策特別措置法」の一部を改正し、制定されました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として、内閣総理大臣が指定する。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の作成

国の中防災会議は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針及び施策等について定めた南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成する。

(3) 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成

都道府県及び市町村は、推進地域の指定があったときは、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）として、以下の事項を地域防災計画に定めるよう努めなければならない。

- ・ 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設（政令で規定）
- ・ 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- ・ 防災訓練に関する事項
- ・ 国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項

(4) 対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から6か月以内に津波避難計画を作成し、都道府県知事に届け出る。

(5) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として、内閣総理大臣が指定する。

(6) 津波避難対策緊急事業計画の作成

特別強化地域の指定を受けた市町村長は、都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設整備に関する計画を作成する。

- ・津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- ・避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- ・集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒等が利用する政令で定める施設

(7) 国の負担又は補助の特例

津波避難対策緊急事業計画に位置付けた以下の事業については、国の負担又は補助の特例を受けることができるものとする。

（津波避難にかかる支援措置）

南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難場所まで避難するための避難路その他の避難経路	2/3
南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難の用に供する避難施設その他の避難場所	2/3

（高台移転にかかる支援措置）

集団移転促進事業において支援の対象となっている住居の移転にかかる経費に加え、住民の移動に伴って高台への移転が必要と認められる施設で、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要するものが利用する施設で政令で定めるものについては、用地取得及び造成にかかる経費も含め、集団移転促進事業に規定する支援措置の準用を受けることとなった。

(8) 集団移転促進事業に係る特例措置

津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、以下の特例措置を受けることができるものとする。

- ・ 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- ・ 集団移転促進法の特例
(住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助)
- ・ 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- ・ 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

3. 今後の対応

南海トラフ地震対策特別措置法では、推進地域に指定されたとしても、特別強化地域に指定されなければ国の負担又は補助の特例等が受けられないことから、今後、国が示す特別強化地域の指定基準の設定にあたっては、地方の意見を十分に反映させ、地域の実態に即したものとするよう求めているところですが、引き続き、政策提言活動等を通じ国に対し働きかけていくこととします。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案 概要

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

- 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
 - 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 防災訓練に関する事項
 - 国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項
- 等

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
(住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助)
- 土地利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

報告2 平成25年度「津波防災の日シンポジウム」及び「みえ地震対策の日フォーラム」の概要について

I 津波防災の日シンポジウム

東日本大震災を教訓として、平成23年6月に、「津波対策の推進に関する法律」が施行され、1854年（安政元年）の安政南海地震による津波の際に、稻に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて救った「稻むらの火」の逸話にちなみ、11月5日が「津波防災の日」と定められています。

この「津波防災の日」を中心に、広く県民に津波対策についての理解と関心を深めることを目的として、「津波防災の日シンポジウム」を11月4日（月・祝）に開催しました。

当日は、特定非営利活動法人イコールネット仙台の宗片恵美子代表理事の講演と、志摩市内において積極的な防災活動をされている4団体の方より事例発表をしていただきました。

1 日時及び開催場所

- (1) 日時 平成25年11月4日（月・祝） 午後1時から午後4時
- (2) 開催場所 志摩市阿児アリーナ（志摩市阿児町神明1074-1）

2 来場者数

約250名

3 事業内容

(1) 基調講演

テーマ：「防災・災害復興に女性の視点を」
講師：特定非営利活動法人イコールネット仙台
代表理事 宗片恵美子さん

特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事の宗片恵美子さんから、東日本大震災発生後における女性被災者向けの支援活動や、女性のための防災リーダー養成講座等の実体験を基に、防災・災害復興に女性の視点を取り入れることの重要性について講演をしていただきました。

(2) 防災活動事例発表

志摩市内において積極的に防災活動をされている4団体より事例発表をしていただき、コメントーターの方よりそれぞれの発表についてコメントをいただきました。

① 志摩市社会福祉協議会の事例発表

志摩市社会福祉協議会の大野裕也さんより、志摩市社会福祉協議会が中心となって、子どもたちを対象に避難所で一泊体験を行うなど、防災への意識向上のための活動を行っていることについて発表がありました。

② 志摩市国府小学校の事例発表

志摩市立国府小学校校長の南直貴さんより、保護者や地域と連携して防災学習を行っていることについて発表がありました。

③ 三重県立志摩病院の事例発表

三重県立志摩病院看護師の松本麗子さんより、東日本大震災における災害支援ナースとしての支援活動の経験が、その後の病院での看護にも活かされていることについて発表がありました。

④ 津市ボランティア協議会の事例発表

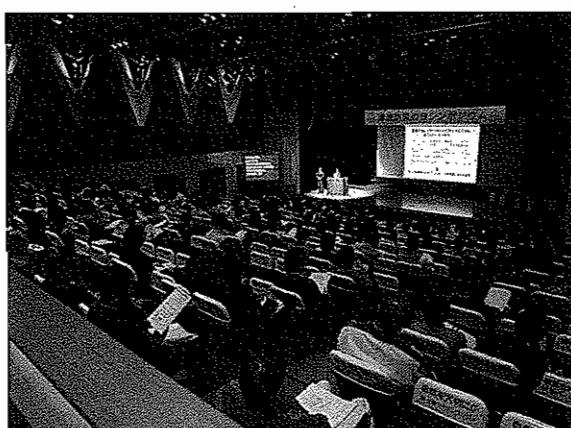
津市ボランティア協議会会长の萩野茂樹さんより、志摩市で目の不自由な方のために津波避難マップの作成支援や障がいに合わせたオーダーメイドの避難訓練の活動について発表がありました。

(3) 「サバCAN」の配布

三重県立水産高等学校の生徒より、学校オリジナルの防災グッズで非常食の「サバCAN」について説明があり、シンポジウム終了後、参加者に200ケースが配布されました。

※サバCANとは、水産高等学校の実習船「しろちどり」で、高校生が釣ったカツオやマグロなどを缶詰にし、これら缶詰5個に、フォーク、水に流せるティッシュ、缶詰を使った料理レシピを一つのケースにまとめたものです。

「津波防災の日シンポジウム」の様子



会場の様子



宗片恵美子さんの講演



コメンテーターからのコメント



「サバCAN」の配布の様子

Ⅱ みえ地震対策の日フォーラム

県では、県内に大きな被害をもたらした昭和19年12月7日の昭和東南海地震の記憶を風化させず、県民の皆さん一人ひとりの、自主的な防災活動の気運を一層高め、地震災害に強い地域社会の実現を図るため、12月7日を「みえ地震対策の日」と定めています。

この「みえ地震対策の日」を中心に、三重県の地震防災対策を持続性のあるものとして広げていくことを目的として、「みえ地震対策の日 防災フォーラム」を12月8日（日）に開催しました。

当日は、「みえの防災大賞」表彰式や、北里大学の石井美恵子准教授と仙台市宮城野区福住町町内会長の菅原康雄さんの講演会、講師と会場との意見交換を行いました。

1 日時及び開催場所

- (1) 日 時 平成25年12月8日（日） 午後1時から午後4時
(2) 開催場所 多気町民文化会館（多気郡多気町相可1587-1）

2 来場者数 約280名

3 事業内容

(1) 「みえの防災大賞」表彰式

「みえの防災大賞」は、県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を募集し、その活動内容を表彰することにより、自主的な防災活動のより一層の充実、発展に資することを目的に、平成18年度より実施しています。

今年度は22団体から応募があり、選考の結果、「みえの防災大賞」1団体と「みえの防災奨励賞」5団体を次のとおり決定しました。

受賞者に対して、知事から表彰状等の授与が行われました。

今年度の受賞団体の主な取組は、別紙のとおりです。

みえの防災大賞

受賞団体名	団体種別	活動市町
南が丘地区自主防災協議会	自主防災組織	津市

みえの防災奨励賞

受賞団体名(五十音順)	団体種別	活動市町
安楽島子ども会	その他	鳥羽市
川島地区防災協議会	自主防災組織	四日市市
志登茂第2・3・4自治会自主防災会	自主防災組織	津市
南伊勢高等学校南勢校舎	学校	南伊勢町
四日市市 笹川連合自治会	自治会	四日市市

(2) 講演 1

「災害時の避難所について」 北里大学看護学部 石井美恵子准教授

北里大学看護学部石井美恵子准教授から、東日本大震災での避難所の様子から、現状と課題、被災者の心理について、また、福祉避難所や個人備蓄の重要性について講演をいただきました。

(3) 講演 2

「災害時の自治会のあり方について」

仙台市宮城野区福住町 町内会長 菅原康雄さん

仙台市宮城野区福住町町内会長菅原康雄さんから、町内会の日頃からの防災訓練などの取組の紹介と、東日本大震災発生後の町内会の対応について、個人・自治会が備えることの重要性について講演をいただきました。

(4) 講師と会場との意見交換

コーディネーター 三重大学院工学研究科 川口淳准教授

講演 1、2 を受けて、「福祉避難所の指定を進めるにはどうすればいいのか」や、「動物との同行避難について」などについて、会場からの意見を踏まえ、コーディネーターと講師の間で意見交換が行われました。

「みえ地震対策の日フォーラム」の様子



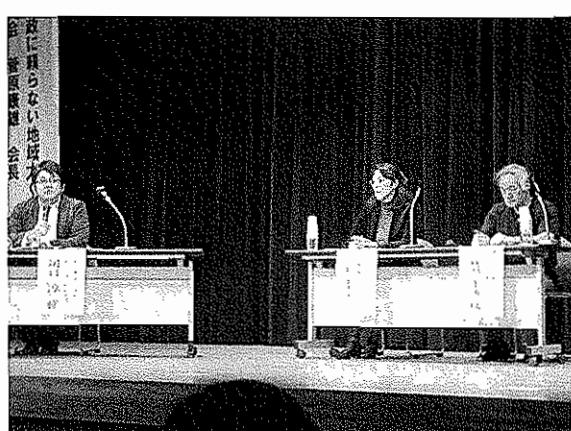
「みえの防災大賞」表彰式の様子



石井美恵子さんの講演



菅原康雄さんの講演



講師と会場との意見交換の様子